

○新見市お試し暮らし支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 2 4 日

告示第 5 0 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市への移住を支援するため、移住を希望する者が一定期間、本市での生活体験ができるよう、市内での宿泊に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において新見市お試し暮らし支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成 1 7 年新見市規則第 6 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市への移住を検討している者及びその者と生計を一にする世帯員とする。

2 同一年度内における同一申請者に対する交付については、3 0 泊を限度とする。

(補助金の交付対象活動)

第 3 条 補助金の交付対象となる活動は、市内で住居や仕事を探す活動並びに地域住民との交流活動など、本市への移住活動の一環として行う活動（以下「お試し暮らし」という。）とする。ただし、観光など移住目的ではない活動は除く。

(補助金の交付対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請者がお試し暮らしを行うため、別表に定める宿泊施設での宿泊に要する経費（基本宿泊料金に限る。）とする。

2 前項に規定する基本宿泊料金とは、1 泊食事なしの料金（サービス料、入湯税、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助金額)

第 5 条 市長は、別表（第 4 条関係）に定める施設を利用する申請者、または申請者が利用する施設に対して新見市お試し暮らし支援事業補助金を交付するものとする。

2 申請者が公共施設を利用する場合、補助対象経費から 1 泊あたり 2, 0 0 0 円を控除した額を公共施設に交付する。

3 申請者が民間施設を利用する場合、1 泊 1 室あたり 3, 0 0 0 円を申請者に交付する。

(利用券の交付申請)

第 6 条 申請者は、新見市お試し暮らし支援事業利用券交付申請書（様式第 1 号）に市長が必要と認める書類を添えて、原則として、お試し暮らしを利用する初日の 1 0 日前までに申請しなければならない。

(利用券の交付)

第 7 条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、申請者に新見市お試し暮らし支援事業利用券（様式第 2 号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、利用券を交付することにより、申請者に補助金の交付を決定したものとする。

る。

（利用券の提出）

第 8 条 申請者は、前条の規定により利用券の交付を受け宿泊施設を利用するときは、チェックインする際に利用券を提出しなければならない。ただし、民間施設の場合は、提出する必要はない。

（利用実績報告書の提出）

第 9 条 申請者は、お試し暮らしが終了した日から起算して 20 日以内に新見市お試し暮らし支援事業活動報告書（様式第 3 号）に宿泊費明細書（様式第 4 号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 市長は、宿泊施設並びに申請者から請求書を受理し、受理した日から起算して 30 日以内に、第 10 条で確定した補助額を支払うものとする。

2 申請者が公共施設を利用した場合、新見市お試し暮らし支援事業補助金請求書（様式第 5 号）に利用券を添えて、市長に請求するものとし、宿泊施設に補助金を支払うことをもって、申請者に補助金を交付したものとみなす。

3 申請者が民間施設を利用した場合、申請者は、新見市移住交流支援センターで確認を受けた新見市お試し暮らし支援事業補助金民間施設利用請求書（様式第 6 号）に利用券を添えて、市長に請求するものとする。また、新見市移住交流支援センターが定休日により確認を受けられない場合に限り、担当部署に郵送等で請求すること。

（その他）

第 12 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 1 日告示第 113 号）

この告示は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 42 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日告示第 57 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日告示第 50 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	宿泊施設名	所在地
公共施設	新見千屋温泉いぶきの里	新見市千屋花見 1 3 3 6 番地 5
	別所アウトドアスポーツセンター	新見市菅生 7 1 8 9 番地

	神郷三室農山村交流体験施設	新見市神郷油野 3 7 7 6 番地 1
	グリーンミュージアム神郷温泉	新見市神郷高瀬 3 1 8 8 番地 1
	カルスト山荘長期滞在施設	新見市草間 8 7 2 9 番地 1
	大井野源流体験村貸農家 宿泊棟雌山の家	新見市大佐大井野 1 1 9 3 番地
	大井野源流体験村貸農家 宿泊棟雄山の家	新見市大佐大井野 1 1 7 6 番地
民間施設	グランドホテルみよしや	新見市高尾 2 4 5 6 番地
	新見ビジネスシティーホテル	新見市高尾 2 4 8 1 番地 8
	ビジネスホテルエイコー	新見市高尾 2 4 8 5 番地 1
	ビジネス旅館 備中路	新見市正田 9 8 番地

様式第 1 号（第 6 条関係）

新見市お試し暮らし支援事業利用券交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号 ()

新見市お試し暮らし支援事業利用券の交付を受けたいので、新見市お試し暮らし支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請します。

記

- 1 お試し暮らしの活動内容(該当するものすべてにチェックをしてください)
- ☐ 市内で仕事を探す活動
- ☐ 市内で住居を探す活動
- ☐ 市内の地域住民との交流活動
- ☐ その他()

- 2 宿泊予定施設名

--

- 3 宿泊予定日

年 月 日 から 年 月 日 (泊 日)

※宿泊施設へチェックインする日からチェックアウトする日までを記入のこと

- 4 宿泊予定者全員の氏名と続柄

氏名（続柄）	()	()
	()	()

- 5 添付書類

☐ 現住所を証明できるもの(宿泊予定者全員分)

- 6 その他

今後、市が取り組む施策の参考とするために必要なアンケート等に協力します。

様式第 2 号(第 7 条関係)

新見市お試し暮らし支援事業利用券

様

新見市長



本市への移住を支援するため、新見市お試し暮らし支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、利用券を交付する。

発 行 日	年 月 日
宿泊(予定)施設名	
宿泊(予定)期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (泊 日)
宿泊(予定)人数	人

※チェックインする際に、宿泊施設に提出してください

(以下の欄は記入しないでください)

整 理 番 号	第 号
---------	-----

様式第 3 号(第 9 条関係)

新見市お試し暮らし支援事業活動報告書

年 月 日

新見市長 様

申請者
住所
氏名

新見市でのお試し暮らしが終了したので、新見市お試し暮らし支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、報告します。

番号	年 月 日	主 な 活 動 内 容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		

宿泊施設名	
宿 泊 人 数	人
宿 泊 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日(泊 日)

※宿泊期間は、施設へチェックインした日からチェックアウトした日までを記入のこと

様式第 4 号(第 9 条関係)

宿泊費明細書

年 月 日

新見市長 様

住 所
宿泊施設名
代表者氏名

新見市お試し暮らし支援事業利用券を持参して宿泊した宿泊費については、次のとおりです。

記

整 理 番 号	第 号
宿泊者(代表者)名	
宿 泊 人 数	人
宿 泊 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
宿 泊 数	泊

※宿泊期間は、チェックインした日からチェックアウトした日までを記入のこと

宿泊費の内訳

(1) 宿泊費合計	円	
(2) (1)のうち基本宿泊料金	円	…(補助対象経費)
(3) 補助金額	円	…(2)－(2,000円×泊数)
(4) 宿泊者への請求額	円	…(1)－(3)

様式第 5 号(第 1 1 条関係)

新見市お試し暮らし支援事業補助金請求書

年 月 日

新見市長 様

住 所
宿泊施設名
代表者氏名

新見市お試し暮らし支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、新見市お試し暮らし支援事業利用券を添えて、次のとおり請求します。

請求額 金 _____ 円

【振込先】

金融機関名		店舗名		預金種別	
口座番号		フリガナ 名 義 人	-----		

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 1 条関係)